第13章 附則

第191条[施行]

本規程は、平成25年3月16日から施行する。

平成25年7月1日一部改定

平成26年3月15日一部改定

平成27年3月14日一部改定

平成27年4月29日一部改定 (平成27年5月1日施行。ただし、第21条[役員]の改定規定は平成27年5月13日施行、第72条[組織]第7項の改定規定は平成28年4月12日に施行)

平成27年5月13日一部改定 (ただし、第5条[評議員の推薦]第1項第2号乃至第4号および同条第3項乃至第5項の改定規定は平成28年6月1日に施行)

平成27年6月27日一部改定

平成27年10月14日一部改定

平成27年11月11日一部改定

平成28年2月10日一部改定 (ただし、第26条[役員の定年制]の改定規定は平成28年の定時評議員会開催の日に施行、第66条[加盟料]および第105条[登録料]の改定規定は平成28年3月1日施行)

平成28年3月9日一部改定 (ただし、第21条[役員]第3項および第23条[理事の職務]第3項の改定規定は平成 28年の定時評議員会開催の日に施行)

平成28年4月12日一部改定 (ただし、第41条の2[幹部会の構成・権限]および第41条の3[幹部会の開催・定足数等]の改定規定は平成28年の定時評議員会開催の日に施行)

平成28年5月19日一部改定

平成28年6月7日一部改定

平成28年7月14日一部改定

平成28年8月24日一部改定

平成29年4月13日一部改定

平成29年7月18日一部改定

平成29年11月8日一部改定

平成29年12月25日一部改定 (ただし、第165条[競技および競技会に関連する違反行為に対する懲罰〕、第175条[違反行為の調査・審議および懲罰の決定]第1項、第176条[規律委員会等の答申の尊重]、第177条[理事会の決定の最終的拘束力および再審査請求]、第178条[権限の委任]第3項および第187条[答申の作成]の改定規定は平成30年1月1日に施行)

平成30年3月7日一部改定 (ただし、第3章乃至第6章の改定規定は平成30年4月1日に施行)

平成30年7月11日一部改定

平成30年9月5日一部改定

平成30年12月25日一部改定

平成31年2月13日一部改定

2019年6月6日一部改定

2019年9月18日一部改定

2019年11月14日一部改定

2020年3月4日一部改定

2020年4月21日一部改定

2020年9月10日一部改定

2020年11月12日一部改定

2021年4月14日一部改定

2021年9月25日一部改定

2022年7月14日一部改定 2022年11月16日一部改定

2023年8月9日一部改定

2024年3月13日一部改定 (ただし、第63条第1項および第3項、第66条、第93条第4項および第5項、第102条 第2項、第103条、第104条第2項、第105条第1項および第3項、第112条第3項、第117条乃至第120条なら びに第143条の改定規定は2024年4月1日に施行)

2024年4月10日一部改定

2025年2月6日一部改定

2025年3月13日一部改定 (ただし、第48条[専門委員会の設置]、第57条の2[常設委員会]および第58条[特別委員会]第1項の改定規定は2025年9月の定時評議員会開催の日に施行)

2025年9月27日一部改定